**総優先出資者通知請求に係る届出書（四半期会計期間の末日用）**

（株式等振替制度＜優先出資＞用）

　　　　年　　月　　日

株式会社証券保管振替機構　御中

協同組織金融機関名

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

担当者の役職・氏名

連絡先の電話番号　　（　　　）　　　‐

社名

　　当社は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第235条で準用する第151条第8項及び株式等の振替に関する業務規程（以下「業務規程」という。）第279条で準用する第153条第1項の規定に基づき、四半期会計期間の末日（業務規程第279条で準用する第146条各号に該当する日を除く。以下同じ。）を優先出資者確定日とする総優先出資者通知の請求を当該四半期会計期間の末日が到来する都度行うことといたしましたので、業務規程第279条で準用する第153条第1項及び同施行規則第336条で準用する第186条第2項の規定に基づき、下記１．のとおり届出いたします。

　なお、この届出に基づく請求にあたっては、下記２．に掲げる場合のいずれにも該当する事実がないことを確約いたします。また、当社が別に本届出の取下げに関する届出を行うまでの間に到来する事業年度において、貴社が本届出を有効なものとして取り扱うことに同意いたします。

記

１．総優先出資者通知に係る請求の内容

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （１）銘柄コード |  |  |  |  | 0 |  |
| （２）銘柄名 |  |
| （３）四半期会計期間の末日 | ① |  | 月 |  | 日 |
| ② |  | 月 |  | 日 |
| （４）請求理由 | 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の4の7第1項の規定により提出する四半期報告書において、議決権の状況等の優先出資者に関する情報を適切に開示するため。 |

２．正当な理由が認められない場合

　　（１）人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。

　　（２）犯罪目的を有するとき。

　　（３）公序良俗に反するとき。

　　（４）第三者への漏えいを目的とするとき。

　　（５）株主に対する営業行為を行う目的であるとき。

　　（６）発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。

以　上

|  |
| --- |
| 機構使用欄 |
|  |  |

**○取扱開始後における記載及び提出に係る注意事項**

**（記載上の注意）**

「（1）銘柄コード」

* 銘柄コード（4桁）の最後に「0」を加えて5桁で記載してください。

「（3）四半期会計期間の末日」

* 総優先出資者通知請求を行う四半期会計期間の末日（第1四半期及び第3四半期）を記載してください。

**（提出時期）**

決定後速やかに、本通知書を提出してください。なお、**当該通知を適用する事業年度開始日の前営業日の16時まで**に提出してください

**（提出方法）**

本通知書を記載の上、Targetほふりサイトより提出してください。

本通知書を提出する場合には、トップ画面で「書類を提出する」メニューを選択し、その他の「提出」ボタンをクリック、通知事項１は「その他」を選択し、その他通知事項欄に「総優先出資者通知請求に係る届出書（四半期会計期間の末日用）」と入力してください。

なお、Targetほふりサイトに本通知書を提出する場合には、押印は不要です。